

○国立大学法人筑波大学における特定の業務を行う副学長の任期について

〔平成29年10月26日〕  
学 長 決 定

国立大学法人筑波大学における特定の業務を行う副学長の任期について

国立大学法人筑波大学副学長の任期に関する規程（平成23年法人規程第4号）第3条第1項に定める特定の業務を行う副学長は、附属病院の運営をつかさどる者とし、その任期は2年とする。

附 記

この決定は、平成29年11月1日から実施する。